

松江市告示第 614 号

松江市開発行為に関する指導要綱（平成 17 年松江市告示第 150 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 12 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(連たん戸数等)</p> <p>第 13 条 松江市開発行為等の許可の基準に関する条例(平成 17 年松江市条例第 334 号。以下「条例」という。) <u>第 3 条第 2 号</u> のおおむね 50 以上とは 40 以上、 <u>第 6 条第 1 号</u> のおおむね 100 以上とは 80 以上、 <u>同条第 2 号</u> のおおむね 50 以上とは 40 以上とする。なお、建築物は附属建築物の車庫及び物置を除くものとする。</p> <p>2 条例 <u>第 6 条第 1 号</u> の地域の実情を勘案し、集落の一体性を確保する場合とは、散在している 30 以上の建築物が連たんする集落で、社会生活に係る小学校や公民館等の施設を共用し、一体的な日常生活圏を構成する場合とする。</p>	<p>(連たん戸数等)</p> <p>第 13 条 松江市開発行為等の許可の基準に関する条例(平成 17 年松江市条例第 334 号。以下「条例」という。) <u>第 3 条第 1 項第 2 号</u> のおおむね 50 以上とは 40 以上、 <u>第 6 条第 1 項第 1 号</u> のおおむね 100 以上とは 80 以上、 <u>同項第 2 号</u> のおおむね 50 以上とは 40 以上とする。なお、建築物は附属建築物の車庫及び物置を除くものとする。</p> <p>2 条例 <u>第 6 条第 1 項第 1 号</u> の地域の実情を勘案し、集落の一体性を確保する場合とは、散在している 30 以上の建築物が連たんする集落で、社会生活に係る小学校や公民館等の施設を共用し、一体的な日常生活圏を構成する場合とする。</p>

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。